

「消費者安全調査会」（仮称）のさらなる充実を求める意見書

2011（平成23）年11月21日
新しい事故調査機関実現ネット

消費者庁は、本年5月の事故調査機関の在り方に関する検討会のとりまとめに基づき、「消費者安全調査会」（仮称）の創設に向けた立法化作業を進めています。

その概要は、平成23年9月付け「「消費者安全調査会」（仮称）の整備」等の文書にて示されています（以下、同文書に記載された案を「消費者庁案」といいます）。

私たちは、この消費者庁案について一定の評価をしつつも、真に消費者の安全に貢献する組織となるためにはなお改善すべき点があるため、同案のさらなる充実を求めて以下のとおり意見を述べます。

1 あらゆる分野について適切な事故調査等ができる体制の整備を

現在の我が国においては、昇降機、遊具、施設、建築物、食品、製品、サービスなどさまざまな分野における事故について、再発防止を目的とした事故調査を行ったり、ヒヤリハット事例を分析して未然に事故を防いだりする体制が整っているとは言いがたい状況にあります。このため、同種の事故が無反省に繰り返されるというあるまじき事態が常態化してしまっているのです。

私たちは、あらゆる分野について、こうした事故の未然防止、再発防止を目的とした事故調査等を行う体制が一日も早く整備されることを切望しています。

したがって消費者庁並びに関係機関は、まずは「消費者安全調査会」（仮称）をよりよい形で一日も早く創設するため、最大限の努力を行って下さい。

2 調査の対象となる事故類型の明確化を

消費者庁案では、具体的にどのような事故が調査対象となり、ならないのかが曖昧です。このため万一「消費者安全調査会」（仮称）が果たすべき役割を果たしていない場合、それを検証することが困難な仕組みとなっていると言えます。

そこで、必ず調査しなくてはならない事故と任意的に調査できる事故とを分けた上、前者については明確な要件を設定し、後者については一定の目安を示すなどの工夫が必要ではないでしょうか。

その上で、どのような事故調査が「不十分」であるかの基準を明確化し、必要な調査がもれなく行われる仕組みとすることが必要です。

3 ヒヤリハット事案について日常的に分析し調査できる仕組みを

消費者庁案では、すでに発生した事故についてしか対応できないように見えますが、これでは事故の未然予防ができません。単なる再発防止に留まらず、そもそも事故を発生させないためには、日常的にヒヤリハット事案についての情報を収集・分析し、必要に応じてヒヤリハット事案についての調査を行い、原因を検討して事前に対策を講じるという不断の努力が不可欠です。

こうしたヒヤリハット事案への対応ができる仕組みとして下さい。

4 被害者からの申立権が実効的に機能する仕組みを

消費者庁案では、「被害者等に向き合う事故調査」として、被害者等からの事故調査等申立を制度化することが盛り込まれました。しかし、申し立てた結果、事故調査を行わなかった場合に、消費者安全調査会（仮称）としてどのような対応をおこなうのかが不明確です。一定期限内に調査を行わない理由を申立者に詳細に説明する等の対応を制度化する必要があります。また、本来事故調査を行うべき事案について被害者が申立を行ったにもかかわらず、事故調査が行われなかった場合に、被害者・遺族をさらに苦しめる状況を作りかねません。したがって不服申立制度で再度事故調査の必要性を検討する等の手続を用意しておくことも必要ではないでしょうか。

5 十分な人員・予算を

消費者庁案における事故調査の手段として、事実確認に加えて再現実験や物性・成分分析等が明記されていることは大変重要だと考えます。

問題は、そのような手段を実現するため、調査の専門知識を備えた人員・予算が十分に手当てされることです。調査が必要な事故が発生した時に迅速・確実に現場調査に赴くためにも、スタッフの充実は不可欠です。

いくら制度が充実しても、人員・予算が不十分では画餅に帰すこととなりかねませんので、人命尊重、社会の安全・安心の確保のために不可欠なコストとして十分な措置をお願いします。もちろん事故調査に携わるメンバーの事故調査に対する知識・スキルの向上も重要であり、そのための工夫も検討して下さい。

6 過去に起きた事故についても対応できる仕組みを

消費者庁案では、過去（調査会創設前）に発生した事故について、事故調査を行うことができるかどうか不明確です。例え過去に発生した事故であっても、その原因が放置されたままであれば同種事故の再発を防ぐことはできません。この意味では過去に発生した事故も調査会創設後に発生する事故も調査の必要性、重要性という点で何ら変わりはありません。

したがって、過去に行われた調査が不十分であったこと（或いはまったく調査が

行われていないこと) や新しい証拠の発見, 被害者からの申立等, 一定の要件の下に, 過去に発生した事故についても改めて見直しをし, 事故調査を行う義務が発生する仕組みとすべきです。

- 7 消費者庁自身がかかわった事故について客観性・中立性が確保できる仕組みを
消費者庁案では, こんにやく入りゼリー等のすき間事案や情報発信などにおいて消費者庁自身が執行担当官庁となった案件について, 同じ消費者安全課の職員が対応することとなり, 事故調査についての客観性・中立性が確保できるか疑問です。
この点についてどのように対応するのかを明確にして頂きたいと思います。

- 8 調査結果や活動状況のわかりやすい報告を
消費者庁案では, 消費者安全調査会(仮称)が行った事故調査の結果や活動状況がどのようにして国民に提供されるのかが不明確です。国民の安全意識を高め, ヒヤリハットを含む安全関連情報をくまなく収集するためにも, 事故調査をはじめとする消費者安全調査会(仮称)の活動を国民にわかりやすく提供する方策を検討して下さい。

- 9 事故調査と刑事捜査との目的の違いを明確にし, 両者の調整を
再発防止を目的とした事故調査と, 責任追及を目的とした刑事捜査との目的の違いを明確にするとともに, 刑事捜査によって事故調査が阻害されることのないよう, 証拠物の扱いや関係者の供述の扱いについてあらかじめルール化しておくことが必要です。刑事捜査と事故調査の関係を, 従前の先後関係から併行・協力関係に変えていくような工夫を要望します。

10 将来像を見据えた制度設計を

消費者庁案では, 調査官が各分野についての事故調査の専門性をどのように確保, 維持, 発展させていくのか, また現時点で事故調査体制が不十分な分野について将来的にどのように体制整備していくのか, といった将来像が見えません。

まずは各分野における事故調査や未然予防のための体制を充実させていくことが必要であり, そのための具体的な検討スケジュールや検討主体等を決めておく必要があります。

そのうえで, 将来的にはあらゆる分野の事故調査機関が安全対策という一つの理念のもとに集まることが, 効率性や中立性・独立性の確保, 人事・予算面でのスケールメリットなどの観点から望ましいと考えます。

こうした将来像に向けた制度設計についても配慮をお願いします。

以上